

基監発第0331001号
平成16年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

地方独立行政法人に対する労働基準関係法令の適用について

平成16年4月1日から、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）が施行されることとなるが、地方独立行政法人に対する労働基準関係法令の適用については下記のとおりとなるので、了知されたい。

記

1 地方独立行政法人制度の趣旨

地方独立行政法人法は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とし、地方独立行政法人は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人である。

2 地方独立行政法人に対する労働基準関係法令の適用

地方独立行政法人は、大別すると、その職員の身分が地方公務員とされる特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第2項。移行型地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人を含む。）と一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条。移行型一般地方独立行政法人、公立大学法人及び一般独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人を含む。）に区別され、特定独立行政法人又は一般独立行政法人の別については、地方独立行政法人を設立しようとする地方公共団体の議会の議決を経た定款に規定されるものである（同法第8条第5号）。

特定地方独立行政法人及び一般地方独立行政法人に対する労働基準関係法令の適用は以下のとおりである。

(1) 特定地方独立行政法人関係

特定地方独立行政法人の職員については、地方独立行政法人法第53条第1項第1号の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条（同条第3項中労働基準法（昭和22年法律第49号）第14条第2項及び第3項並びに第18条の2に係る部分並びに同法第75条から第88条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第1項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）の規定の適用が除外されているため、地方公務員法第58条の規定により適用が除外される部分を除く労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、じん肺法（昭和35年法律第30号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等が適用される。

なお、上記の労働基準法の適用関係については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条による適用除外の場合と同様である。

また、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成4年法律第90号）は、同法第32条において地方公務員に対する適用を除外しているため、特定地方独立行政法人の職員については適用されない。

(2) 一般地方独立行政法人関係

一般地方独立行政法人の職員については、労働基準法、最低賃金法、じん肺法、労働安全衛生法等が全面的に適用される。

地方独立行政法人法をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年七月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百十八号

地方独立行政法人法

目次

- 第一章 総則
 - 第一節 通則 (第一条—第十条)
 - 第二節 地方独立行政法人評価委員会 (第十一条)
- 第二章 役員及び職員 (第十二条—二十条)
- 第三章 業務運営
 - 第一節 業務 (第二十一条—第二十四条)
 - 第二節 中期目標等 (第二十五条—第三十一条)
- 第四章 財務及び会計 (第三十二条—第四十六条)
- 第五章 人事管理
 - 第一節 特定地方独立行政法人 (第四十七条—第五十四条)
 - 第二節 一般地方独立行政法人 (第五十五条—第五十八条)
- 第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置 (第五十九条—第六十七条)
- 第七章 公立大学法人に関する特例 (第六十八条—第八十条)
- 第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例 (第八十一条—第八十七条)
- 第九章 雑則 (第八十八条—第九十六条)
- 第十章 罰則 (第九十七条—第一百条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

第一条 この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。
2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人 (第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く)のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして第七条の規定により地方公共団体が定款で定めるものをいう。
(業務の公共性、透明性及び自主性)

第三条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律の運用に当たつては、地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

第四条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いなければならない。

2 地方独立行政法人でない者は、その名称中に、地方独立行政法人という文字を用いてはならない。

(法人格)

第五条 地方独立行政法人は、法人とする。

(財産的基礎)

第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 地方公共団体がなければ、地方独立行政法人に出資することができない。

3 設立団体 (地方独立行政法人を設立する一又は二以上の地方公共団体をいう。以下同じ。)は、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

4 地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。

5 前項の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(設立)

第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県 (都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。)又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあつては総務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(定款)

第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 設立団体

四 事務所の所在地

五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別

六 役員の数、任期その他役員に關する事項

七 業務の範囲及びその執行に關する事項

八 公共的な施設（住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設をいう。以下この条、第二十一条第五号及び第二十四条において同じ。）の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公共的な施設の名称及び所在地
九 資本金、出資及び資産に関する事項
十 公告の方法
十一 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

2 定款（前項第五号に掲げる事項を除く。）の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
3 第一項第五号に掲げる事項については、定款を変更することができない。

第九條 地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。
3 地方独立行政法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第十條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、地方独立行政法人について準用する。
第二節 地方独立行政法人評価委員会
第十一條 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。
3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

第二章 役員及び職員
第十二條 地方独立行政法人に、役員として、理事長一人、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、定款で副理事長を置かないことができる。
（役員職務及び権限）
第十三條 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。
2 副理事長は、地方独立行政法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。
（役員任命）
第十四條 理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。
一 当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
二 前号に掲げる者のほか、当該地方独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効果的に運営することができる者

2 監事は、財務管理、経営管理その他当該地方独立行政法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であつて、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているものうちから、設立団体の長が任命する。
3 副理事長及び理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。
4 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
（役員任期）
第十五條 役員任期は、四年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができる。
（役員欠格事項）
第十六條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。
2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の役員となることができる。
（役員解任）
第十七條 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。
2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しなかつたと認めるときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
3 前項に規定するもののほか、設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該地方独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。
4 理事長は、前二項の規定により副理事長及び理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
（代表権の制限）
第十八條 地方独立行政法人と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該地方独立行政法人を代表する。
（代理人の選任）
第十九條 理事長又は副理事長は、理事又は地方独立行政法人の職員のうちから、当該地方独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員任命）
第二十條 地方独立行政法人の職員は、理事長が任命する。
第三章 業務運営
第一節 業務
（業務の範囲）
第二十一條 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。
一 試験研究を行うこと。
二 大学の設置及び管理を行うこと。
三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。
イ 水道事業（簡易水道事業を除く。）
ロ 工業用水道事業
ハ 軌道事業

2 監事は、財務管理、経営管理その他当該地方独立行政法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であつて、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているものうちから、設立団体の長が任命する。
3 副理事長及び理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。
4 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
（役員任期）
第十五條 役員任期は、四年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができる。
（役員欠格事項）
第十六條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。
2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の役員となることができる。
（役員解任）
第十七條 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。
2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しなかつたと認めるときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
3 前項に規定するもののほか、設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該地方独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。
4 理事長は、前二項の規定により副理事長及び理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
（代表権の制限）
第十八條 地方独立行政法人と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該地方独立行政法人を代表する。
（代理人の選任）
第十九條 理事長又は副理事長は、理事又は地方独立行政法人の職員のうちから、当該地方独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員任命）
第二十條 地方独立行政法人の職員は、理事長が任命する。
第三章 業務運営
第一節 業務
（業務の範囲）
第二十一條 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。
一 試験研究を行うこと。
二 大学の設置及び管理を行うこと。
三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。
イ 水道事業（簡易水道事業を除く。）
ロ 工業用水道事業
ハ 軌道事業

2 監事は、財務管理、経営管理その他当該地方独立行政法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であつて、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているものうちから、設立団体の長が任命する。
3 副理事長及び理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。
4 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
（役員任期）
第十五條 役員任期は、四年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができる。
（役員欠格事項）
第十六條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。
2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の役員となることができる。
（役員解任）
第十七條 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。
2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しなかつたと認めるときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
3 前項に規定するもののほか、設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該地方独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。
4 理事長は、前二項の規定により副理事長及び理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
（代表権の制限）
第十八條 地方独立行政法人と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該地方独立行政法人を代表する。
（代理人の選任）
第十九條 理事長又は副理事長は、理事又は地方独立行政法人の職員のうちから、当該地方独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

二 自動車運送事業

ホ 鉄道事業

ヘ 電気事業

ト ガス事業

チ 病院事業

リ その他政令で定める事業

四 社会福祉事業を営むこと。

五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと（前三号に掲げるものを除く。）

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二十三條 地方独立行政法人は、その業務に關して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（公共的な施設の設置及び管理）

第二十四條 地方独立行政法人が行う公共的な施設の設置及び管理については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條第二項及び第三項の規定を準用する。

第二節 中期目標等

（中期目標）

第二十五條 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に關する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に關する事項

三 業務運営の改善及び効率化に關する事項

四 財務内容の改善に關する事項

五 その他業務運営に關する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六條 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に關する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に關する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金金の限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に關する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第二十七條 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に關する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績に關する評価）

第二十八條 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書）

第二十九條 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に關する評価）

第三十條 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第二十八條第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。
(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十一條 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十二條 地方独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した地方独立行政法人にあつては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十三條 地方独立行政法人の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十四條 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を含み、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見、第四項及び第九十九條第八号において同じ。)を付なければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十五條 地方独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第三十六條 会計監査人は、設立団体の長が選任する。

(会計監査人の資格)

第三十七條 株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第四條(第二項第二号を除く。)の規定は、第三十五條の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四條第二項第一号中「第二條第一項」とあるのは、「地方独立行政法人法第三十五條」と読み替へるものとする。

(会計監査人の任期)

第三十八條 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての設立団体の長の第三十四條第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第三十九條 設立団体の長は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理等)

第四十條 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六條第二項第六号の剰余金の使途に充てることとする。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることとする。

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(借入金等)

第四十一條 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六條第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができ、ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができ、

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換へることができ、

3 前項ただし書の規定により借り換へた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 設立団体の長は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(財源措置)

第四十二條 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第四十三條 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)、その他総務省令で定める有価証券の取得
- 二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(会計規程)

第四十五条 地方独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを設立団体の長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(設立団体の規則への委任)

第四十六条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、地方独立行政法人の財務及び会計に關し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定地方独立行政法人

(役員及び職員的身分)

第四十七条 特定地方独立行政法人の役員及び職員は、地方公務員とする。

(役員報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六條第一項において「報酬等」という。)は、その役員が考慮されるものでなければならず、

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六條第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(役員(非常勤の者を除く)の給与)

第五十条 特定地方独立行政法人の役員(以下この条において単に「役員」という。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 役員(非常勤の者を除く)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(職員の給与)

第五十一条 特定地方独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、かつ、職員が発揮した能力が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員、他の特定地方独立行政法人の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六條第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十二条 特定地方独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、国及び地方公共団体の職員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員(以下この条において単に「職員」という。)には適用しない。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第八條(第六項を除く)、第二十四條から第二十六條まで、第三十七條、第三十八條第二項、第三十九條第三項、第四十條第二項、第四十六條から第四十九條まで、第五十二條から第五十六條まで及び第五十八條(同條第三項中労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十四條第二項及び第三項並びに第十八條の二に係る部分並びに同法第七十五條から第八十八條まで及び船舶法(昭和二十二年法律第百号)第八十九條から第九十六條までに係る部分(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。)を除く。)の規定

二 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第四條第二項、第六條の二、第七條及び第九條の規定

2 職員(政令で定める基準に従い特定地方独立行政法人の理事長が定める職にある者を除く。)については、地方公務員法第三十六條の規定は、適用しない。

3 職員に關する地方公務員法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第六條第一項	第六條第二項	第十四條	第十六條各号列記以外の部分	第十七條第四項	第十七條第五項
地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視總監、道府県警察本部長、市町村の消防長(特別区が連合して維持する消防長の消防長を含む)その他法令又は条例に基づき任命権者	設立団体(地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例及び特定地方独立行政法人の	地方公共団体	地方公共団体	人事委員会を置かない地方公共団体	人事委員会(人事委員会を置かない地方公共団体においては任命権者とする。以下第十八條、第十九條及び第二十二條第一項において同じ。)
それぞれ職員	職員	その補助機関たる上級の地方公務員	その補助機関たる上級の地方公務員	人事委員会を置かない地方公共団体	人事委員会(人事委員会を置かない地方公共団体においては任命権者とする。以下第十八條、第十九條及び第二十二條第一項において同じ。)
第六條第一項	第六條第二項	第十四條	第十六條各号列記以外の部分	第十七條第四項	第十七條第五項
地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視總監、道府県警察本部長、市町村の消防長(特別区が連合して維持する消防長の消防長を含む)その他法令又は条例に基づき任命権者	設立団体(地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例及び特定地方独立行政法人の	地方公共団体	地方公共団体	人事委員会を置かない地方公共団体	人事委員会(人事委員会を置かない地方公共団体においては任命権者とする。以下第十八條、第十九條及び第二十二條第一項において同じ。)
それぞれ職員	職員	その補助機関たる上級の地方公務員	その補助機関たる上級の地方公務員	人事委員会を置かない地方公共団体	人事委員会(人事委員会を置かない地方公共団体においては任命権者とする。以下第十八條、第十九條及び第二十二條第一項において同じ。)

第十八条第一項	人事委員会 他の地方公共団体の機関	特定地方独立行政法人の理事長 地方公共団体の機関若しくは他の特 定地方独立行政法人
第十八条第二項	これらの機関 人事委員会 又は他の地方公共団体	これらの機関又は他の特定地方独立 行政法人 特定地方独立行政法人の理事長
第十九条及び第二 十二条第一項	人事委員会	特定地方独立行政法人の理事長 立行政法人
第二十二條第五項	人事委員会を置かない地方公共団体	特定地方独立行政法人
第二十七條第二項	条例	設立団体の条例
第二十八條第一項 第四号	職制	組織
第二十八條第三項 及び第四項並びに 第二十八條の第二 項及び第二項	条例 地方公共団体における	設立団体の条例
第二十八條の第二 三項	条例で 他の地方公共団体	特定地方独立行政法人の規程で 地方公共団体
第二十八條の第三 一項	かかわらず、条例で定めるところに より	かかわらず
第二十八條の第三 二項	ときは、条例で定めるところにより	ときは
第二十八條の第四 一項	地方公共団体	特定地方独立行政法人
第二十八條の第四 二項及び第三項	条例	設立団体の条例
第二十八條の第五 一項	地方公共団体	特定地方独立行政法人
第二十九條第一項 第一号	条例、地方公共団体の規則若しくは 地方公共団体の機関の定める	設立団体の条例若しくは特定地方独 立行政法人の
第二十九條第二項	当該地方公共団体 他の地方公共団体若しくは特定地方 独立行政法人	当該特定地方独立行政法人 他の特定地方独立行政法人若しくは 地方公共団体
	条例	設立団体の条例

第二十九條第四項 及び第二十九條の 第二項	条例	設立団体の条例
第三十一條	条例	特定地方独立行政法人の規程
第三十二條	条例、地方公共団体の規則及び地方 公共団体の機関の定める	設立団体の条例及び特定地方独立行 政法人の
第三十五條	条例	設立団体の条例
第三十六條第二項 各号列記以外の部 分	地方公共団体 地方公共団体の区域	特定地方独立行政法人 区域
第三十六條第二項 第五号	条例	設立団体の条例
第三十八條第一項	人事委員会規則（人事委員会を置か ない地方公共団体においては、地方 公共団体の規則）	特定地方独立行政法人の規程
第四十二條	地方公共団体	特定地方独立行政法人

4 職員に関する外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二條及び第七條の規定の適用については、同法第二條第一項中「条例」とあるのは、「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の条例」とあるのは、「（設立団体の条例）と、同項第四号中「条例で定めるもの」とあるのは、「設立団体の条例で定めるもの」と、同法第七條中「条例」とあるのは、「地方独立行政法人法第五十一條第二項に規定する退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準」とする。

5 職員に関する地方公務員の育児休業等に関する法律第二條第一項、第三條第二項及び第五條第二項の規定の適用については、同法第二條第一項中「条例で定める職員」とあるのは、「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の条例で定める職員」と、条例」とあるのは、「設立団体の条例」と、同法第三條第二項及び第五條第二項中「条例」とあるのは、「設立団体の条例」とする。

6 職員に関する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三條第一項及び第二項並びに第五條第一項の規定の適用については、同法第三條第一項中「条例」とあるのは、「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の条例」と、同法第二項及び第五條第一項中「条例」とあるのは、「設立団体の条例」とする。（議会への報告等）

第五十條 特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服する者として要するその職員（地方公務員法第二十八條第二項又は第二十九條の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を設立団体の長に報告しなければならない。

2 設立団体の長は、毎年、議会に対し、特定地方独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

第二節 一般地方独立行政法人

(役員)の兼職禁止

第五十五条 特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人(以下二一般地方独立行政法人という)の役員(非常勤の者を除く)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員(報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする)とする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

第五十七条 一般地方独立行政法人の職員は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならぬ。

2 一般地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、当該一般地方独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものと定めるように定めなければならない。

第五十八条 一般地方独立行政法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置

(職員の引継ぎ等)

第五十九条 移行型特定地方独立行政法人(特定地方独立行政法人であつてその成立の日の前日において現に設立団体が行つて業務に相当する業務を当該特定地方独立行政法人の成立の日以後行つたもの)をいう。以下この章において同じ。の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行つたものうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型特定地方独立行政法人の相当の職員となるものとする。

2 移行型一般地方独立行政法人(一般地方独立行政法人であつてその成立の日の前日において現に設立団体が行つて業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行つたもの)をいう。以下この章において同じ。の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行つたものうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。

第六十条 前条第二項の規定により移行型一般地方独立行政法人の職員となつた者に対する地方公務員法第二十九条第二項の規定の適用については、当該移行型一般地方独立行政法人の職員を同項に規定する特別職地方公務員等と、前条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職したことをみなす。

第六十一条 移行型地方独立行政法人(移行型特定地方独立行政法人及び移行型一般地方独立行政法人をいう。以下この章において同じ)は、第五十九条の規定により当該移行型地方独立行政法人の職員となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の設立団体の職員としての引き続いた在職期間を当該移行型地方独立行政法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第六十二条 移行型地方独立行政法人は、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日に設立団体の職員として在職し、第五十九条の規定により当該移行型地方独立行政法人の職員となつた者のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該移行型地方独立行政法人を退職したものであつて、その退職した日までに当該設立団体の職員として在職したものでなければ国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条の規定に相当する当該設立団体の条例の規定による退職手当の支給を受けることができるものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する退職手当の支給の基準(第五十一条第二項又は第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るものをいう)の規定による退職手当の支給を受ける移行型地方独立行政法人の職員については、適用しない。

(児童手当に関する経過措置)

第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となつた者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の規定を受けているものが、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七條第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七條第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(移行型地方独立行政法人の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第六十四条 移行型特定地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第五十九条第一項の規定により当該移行型特定地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の際地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る)の規定は、適用しない。

第六十五条 移行型一般地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第五十九条第二項の規定により当該移行型一般地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により法人である労働組合となつたものについて、同条第三項の規定は前項の規定により労働組合となつたものについて、それぞれ準用する。

(権利義務の承継等)

- 第六十六条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務(当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に關して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものを除く)のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時に於いて当該移行型地方独立行政法人が承継するものとする。
- 2 前項の規定により移行型地方独立行政法人が権利及び義務を承継する場合には、設立団体の長は、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、当該移行型地方独立行政法人の成立の日現在における当該移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類(次項において「資産及び負債に関する書類」という。)を作成し、かつ、当該義務に係る債権者(次項、第六項及び第七項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、これをその事務所に備えて置かなければならない。
- 3 設立団体の長は、前項の規定により資産及び負債に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該資産及び負債に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、格別これを催告しなければならない。
- 4 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載するときは、同項の規定にかかわらず、設立団体の長による格別の催告は、することを要しない。
- 5 第三項の一定の期間は、一月を下つてはならない。
- 6 債権者が第三項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該義務の承継を承認したものとみなす。
- 7 債権者が異議を述べたときは、設立団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、第一項の規定により当該義務を承継してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 第六十七条 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額を当該設立団体が当該移行型地方独立行政法人の設立に際して出せんとする資金その他の財産の価額から控除して得た額が当該設立団体に当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。
- 2 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額を当該設立団体が当該移行型地方独立行政法人の設立に際して出せんとする資金その他の財産の価額から控除して得た額が当該設立団体に当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。
- 3 前二項に規定する承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立の日現在における時価を基準として設立団体が評価した価額とする。
- 4 前項の評価に關し必要な事項は、政令で定める。
- 第七章 公立大学法人に關する特例
- (名称の特例)
- 第六十八条 一般地方独立行政法人で第二十一条第二号に掲げる業務を行うもの(以下この章において「公立大学法人」という。)は、第四条第一項の規定にかかわらず、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人という文字を用いなければならない。
- 2 公立大学法人でない者は、その名称中に、公立大学法人という文字を用いてはならない。(教育研究の特性への配慮)
- 第六十九条 設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づき業務を行うに当たっては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

(他業の禁止)

- 第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行つてはならない。
- (理事長の任命の特例等)
- 第七十一条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。
- 2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長(以下この章において「学長」とする理事長)の任命は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。
- 3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関(学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。)の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で二以上の大学の学長となるもの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。
- 4 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第七十七条第一項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第三項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。
- 5 第一項ただし書の規定により学長を理事長と別に任命するものとされた大学(以下この章において「学長を別に任命する大学」という。)の学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う。
- 6 第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができると認められる者のうちから行われなければならない。
- 7 第五項の規定により任命された学長を別に任命する大学の学長は、第十四条第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の副理事長となるものとする。
- 8 公立大学法人(第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものに限る。)の理事長は、第十四条第一項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、設立団体の長が任命する。
- 9 公立大学法人の副理事長(第七項の規定により副理事長となるものを除く。)及び理事は、第十四条第三項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、理事長が任命する。この場合においては、同条第四項の規定を準用する。
- 第七十二条 学長となる理事長の公立大学法人の成立後最初の任命については、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、設立団体の長が任命するものとする。
- 2 学長を別に任命する大学の学長の任命を別に任命する大学の設置後最初の任命については、前条第五項の規定にかかわらず、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、理事長が任命するものとする。
- 3 前条第六項の規定は、前二項の規定による任命について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長を別に任命する大学の学長の任命」と読み替へるものとする。
- (教員等の任命等)
- 第七十三条 学長を別に任命する大学においては、理事長が副学長、学部長その他政令で指定する部長の長及び教員(教授、助教、講師及び助手をいう。)を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。

(学長の任期等)

- 第七十四条 公立大学法人が設置する大学の学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、当該大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定めるものとする。この場合において、当該公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長となるときは、これらの学長の任期は、同一の期間となるように定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期は、六年を超えない範囲内において、定款で定めるものとする。
- 3 学長となる理事長及び副理事長（第七十一条第七項の規定により副理事長となるものに限る。）の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、前二項の規定により定められる学長の任期によるものとし、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。
- 4 公立大学法人（第七十一条第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものを除く。）の副理事長（同条第七項の規定により副理事長となるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）及び理事の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、六年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 5 前項に規定する副理事長及び理事の任期は、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。

(理事長の解任の特例等)

- 第七十五条 第十七条第一項（次条において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、第十七条第二項及び第三項（これらの規定を次条において準用する場合を含む。）の規定により、学長となる理事長を解任する場合又は学長を別に任命する大学の学長を解任する場合には、当該学長となる理事長が学長である大学又は当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の申出により行うものとする。この場合において、公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長であるときは、これらの大学に係るすべての選考機関の申出により行うものとする。

(準用)

- 第七十六条 第十四条第四項、第十五条第二項、第十六条第一項及び第十七条の規定は、学長を別に任命する大学の学長の任命及び解任について準用する。この場合において、第十四条第四項中「前項」とあるのは、「第七十一条第五項」と、「副理事長及び理事」とあるのは、「学長を別に任命する大学（同項に規定する学長を別に任命する大学をいう。以下同じ。）の学長」と、「第十五条第二項及び第十六条第一項中「役員」とあるのは、「学長を別に任命する大学の学長」と、「第七十六条第一項及び第二項中「設立団体の長又は理事長は、それぞれ」とあるのは、「理事長は」と、「役員」とあるのは、「学長を別に任命する大学の学長」と、同条第三項中「設立団体の長又は理事長は、それぞれ」とあるのは、「理事長は」と、「役員（監事を除く）」とあるのは、「学長を別に任命する大学の学長」と、「その役員」とあるのは、「その学長を別に任命する大学の学長」と、同条第四項中「前二項」とあるのは、「前二項及び第七十五条」と、「副理事長及び理事」とあるのは、「学長を別に任命する大学の学長」と読み替えるものとする。

(審議機関)

- 第七十七条 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関（次項において「経営審議機関」という。）を置くものとする。
- 2 経営審議機関は、理事長、副理事長その他の者により構成するものとする。
- 3 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学ごとに当該大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関（次項において「教育研究審議機関」という。）を置くものとする。
- 4 教育研究審議機関は、学長、学部長その他の者により構成するものとする。

(中期目標等の特例)

- 第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。
- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 公立大学法人に関する第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

(認証評価機関の評価の活用)

- 第七十九条 評価委員会が公立大学法人について第三十条第一項の評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十九条の三第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

(設立の認可等の特例)

- 第八十条 公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。

第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例

(企業の経済性の発揮)

- 第八十一条 地方独立行政法人で第二十一条第三号に掲げる業務を行うもの（以下この章において「公営企業型地方独立行政法人」という。）は、住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するよう努めるとともに、常に企業の経済性を発揮するよう努めなければならない。

(他業の禁止)

- 第八十二条 公営企業型地方独立行政法人は、第二十一条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

(料金及び中期計画の特例)

- 第八十三条 第二十三条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。
- 2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(利益及び損失の処理の特例)

- 第八十四条 公営企業型地方独立行政法人が、毎事業年度、第四十条第一項に規定する残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てる場合は、第四十条第三項の規定にかかわらず、設立団体の長の承認を受けることを要しない。

(財源措置の特例)

- 第八十五条 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

- 一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 2 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、前項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

第八十六條 公営企業型地方独立行政法人（第六十一條に規定する移行型地方独立行政法人であるものに限る。以下この項及び次条において同じ）は、設立団体に對し、第六十六條第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相當する額の債務を負担する。

2 前項の規定により負担する債務の償還及び当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担に關し必要な事項は、政令で定める。
（権利義務の承継等の特例）

第八十七條 公営企業型地方独立行政法人に關する第六十七條第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「負債の価額」とあるのは、「負債の価額及び第八十六條第一項の規定により公営企業型地方独立行政法人が設立団体に對して負担する債務の額」とする。
2 公営企業型地方独立行政法人が第六十六條第一項の規定により承継する権利に係る財産の価額については、当該財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適當でないことを認めるときは、第六十七條第三項の規定にかかわらず、当該財産の時価によらないことができる。

第九章 雑則
（報告及び検査）

第八十八條 総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長は、この法律を施行するため必要があることを認めるときは、地方独立行政法人に對し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、地方独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
2 前項の規定により職員が立ち入り検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、關係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（違法行為等の是正）

第八十九條 設立団体の長は、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、他の法令若しくは設立団体の条例若しくは規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該地方独立行政法人に對し、当該行為の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による設立団体の長の命令があつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を設立団体の長に報告しななければならない。

3 総務大臣又は都道府県知事は、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、設立団体又はその長に對し、第一項の規定による命令その他の必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4 総務大臣又は都道府県知事は、前項の規定によるほか、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認める場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該地方独立行政法人に對し、当該行為の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
5 第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第九十條（設立団体が二以上である場合の特例）
第九十條 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四條第一項及び第二項、第十七條第一項から第三項まで（第七十六條において準用する場合を含む）、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十五條第一項及び第二項第一号、第二十六條第一項及び第四項、第三十一條第一項、第三十四條第一項、第三十六條、第三十九條、第四十條第三項及び第四項、第四十一條第一項、第四十二條第一項、第四十三條第一項、第四十四條第一項、第四十五條第一項、第四十六條第一項、第四十七條第一項、第四十八條第一項並びに前条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めることによる。

2 設立団体が二以上である場合において、第二十二條第二項、第二十六條第一項及び第二項第七号、第二十七條第一項、第二十九條第一項、第三十四條第一項及び第四項、第四十條第七項、第四十四條第一項並びに第四十六條の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

3 設立団体は、前項の規定により協議して定めようとする場合において、当該事項が第四十四條第一項の規定により条例で定めるものとされている事項であるときは、あらかじめ、それぞれ議会の議決を経なければならない。

4 第八條第一項各号に掲げる事項のほか、設立団体が二以上である特定地方独立行政法人の定款には、当該特定地方独立行政法人の職員に對していずれの設立団体の条例を適用するかを定めなければならない。

5 設立団体が二以上である場合における第五十三條第三項から第六項までの規定の適用については、同条第三項の表中「設立団体（地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ）」とあるのは、「地方独立行政法人法第九十條第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に對して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）の」と、「設立団体の条例」とあるのは、「条例適用設立団体の条例」と、同条第四項から第六項までの規定中「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ）」とあるのは、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第九十條第四項の規定によりその条例を同法第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に對して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）の」と、「設立団体の条例」とあるのは、「条例適用設立団体の条例」とする。
（職員の派遣）

第九十一條 地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、特定地方独立行政法人の理事長に對し、当該特定地方独立行政法人の職員の派遣を求めることができる。

2 地方自治法第二百五十二條の第十七條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により職員の派遣を求める場合について準用する。この場合において、同条第二項中「職員の派遣を求め、又はその求めに応じて職員を派遣しようとするときは」とあるのは、「職員の派遣を求めようとするときは」と、同条第三項中「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相當する給与その他の給付」と、「退職手当及び」とあるのは「退職手当又はこれに相當する給与並びに」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした特定地方独立行政法人」と、同条第四項中「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした特定地方独立行政法人」と読み替へるものとする。

3 特定地方独立行政法人の理事長は、当該特定地方独立行政法人の事務の処理又は事業の実施のため特別の必要があると認めるときは、地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は他の特定地方独立行政法人の理事長に對し、当該地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人の職員の派遣を求めることができる。

4 地方自治法第二百五十二條の第十七條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により職員の派遣を求める場合について準用する。この場合において、同条第二項中「職員の派遣を求め、又はその求めに応じて職員を派遣しようとするときは」とあるのは、「職員の派遣の求めに応じて職員を派遣しようとするときは」と、同条第三項中「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相當する給与その他の給付」と、「退職手当及び」とあるのは「退職手当又はこれに相當する給与並びに」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と、同条第四項中「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と読み替へるものとする。
（解散）

第九十二條 地方独立行政法人は、設立団体がその議会の議決を経て第七條の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 地方独立行政法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、地方独立行政法人に出資した地方公共団体に對し、これを定款で定めるところにより分配しななければならない。

第九十三條 設立団体は、地方独立行政法人が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。
(民法等の準用)

第九十四條 民法第七十三條から第七十六條まで、第七十七條(届出に関する部分に限る)、第七十八條から第八十條まで、第八十二條及び第八十三條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條から第三十七條ノ二まで並びに第三百五十五條ノ二十五第二項及び第三項の規定は、地方独立行政法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十四條中「理事」とあるのは、「理事長、副理事長及び理事」と読み替へるものとする。

2 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。
(指定都市の特例)

第九十五條 地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市に対する第七條(第八條第二項及び第九十二條第一項においてその例による場合を含む。)の規定の適用については、当該指定都市を都道府県とみなす。
(政令への委任)

第九十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第九十七條 第五十條第一項(第五十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八條 第八十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員、清算人又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第九十九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 この法律の規定により設立団体の長に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 定款に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 五 第九條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 六 第二十六條第四項の規定による設立団体の長の命令に違反したとき。
- 七 第二十九條第一項の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。
- 八 第三十四條第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備へ置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。
- 九 第四十三條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 十 第五十四條第一項又は第八十九條第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 十一 第八十九條第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。
- 十二 第九十二條第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。

十三 第九十四條第一項において準用する民法第七十九條第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十四 第九十四條第一項において準用する民法第七十九條第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

第一百條 第四條第二項又は第六十八條第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 地方公共団体は、この法律の施行の日前においても、第六十六條の規定の例により、移行型地方独立行政法人に権利及び義務を承継させるために必要な行為をすることができる。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に地方独立行政法人又は公立大学法人という文字を用いている者については、第四条第二項又は第六十八條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣 片山虎之助
文部科学大臣 遠山 敦子
内閣総理大臣 小泉純一郎

○ 地方公務員法（抄）（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（他の法律の適用除外）

第五十八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）並びにこれらに基く命令の規定は、職員に関して適用しない。

2 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二章の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）第二章及び第五章の規定並びに同章に基く命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員以外の職員に関して適用しない。

3 労働基準法第二条、第十四条第二項及び第三項、第十八条の二、第二十四条第一項、第三十二条の三から第三十二条の五まで、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三、第三十八条の四、第三十九条第五項、第七十五条から第九十三条まで並びに第一百二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六条中労働基準法第二条に関する部分、第三十条、第三十七条中勤務条件に関する部分、第五十三条第一項、第八十九条から第百条まで、第百二条及び第百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基く命令の規定は、職員に関して適用しない。ただし、労働基準法第百二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法第三十七条及び第百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基く命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員に、同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までの規定は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する者以外の職員に関して適用する。

4 職員に関しては、労働基準法第三十二条の二第一項中「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は」とあるのは「使用者は、」と、同法第三十四条第二項ただし書中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは」とあるのは「条例に特別の定めがある場合は」とする。

5 労働基準法、労働安全衛生法、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律の規定並びにこれらの規定に基く命令の規定中第三項の規定により職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公共団体の行う労働基準法別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員の場合を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長）が行うものとする。